

令和6年度市民税・都民税申告の手引き

《地方税法等の改正により、内容が変わることがあります》

令和6年度の市民税・都民税は前年（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）の所得に基づいて課税されます。申告書はそのための大切な資料となりますので、この手引きを参考に記入の上、提出期限（令和6年3月15日）までに提出してください。

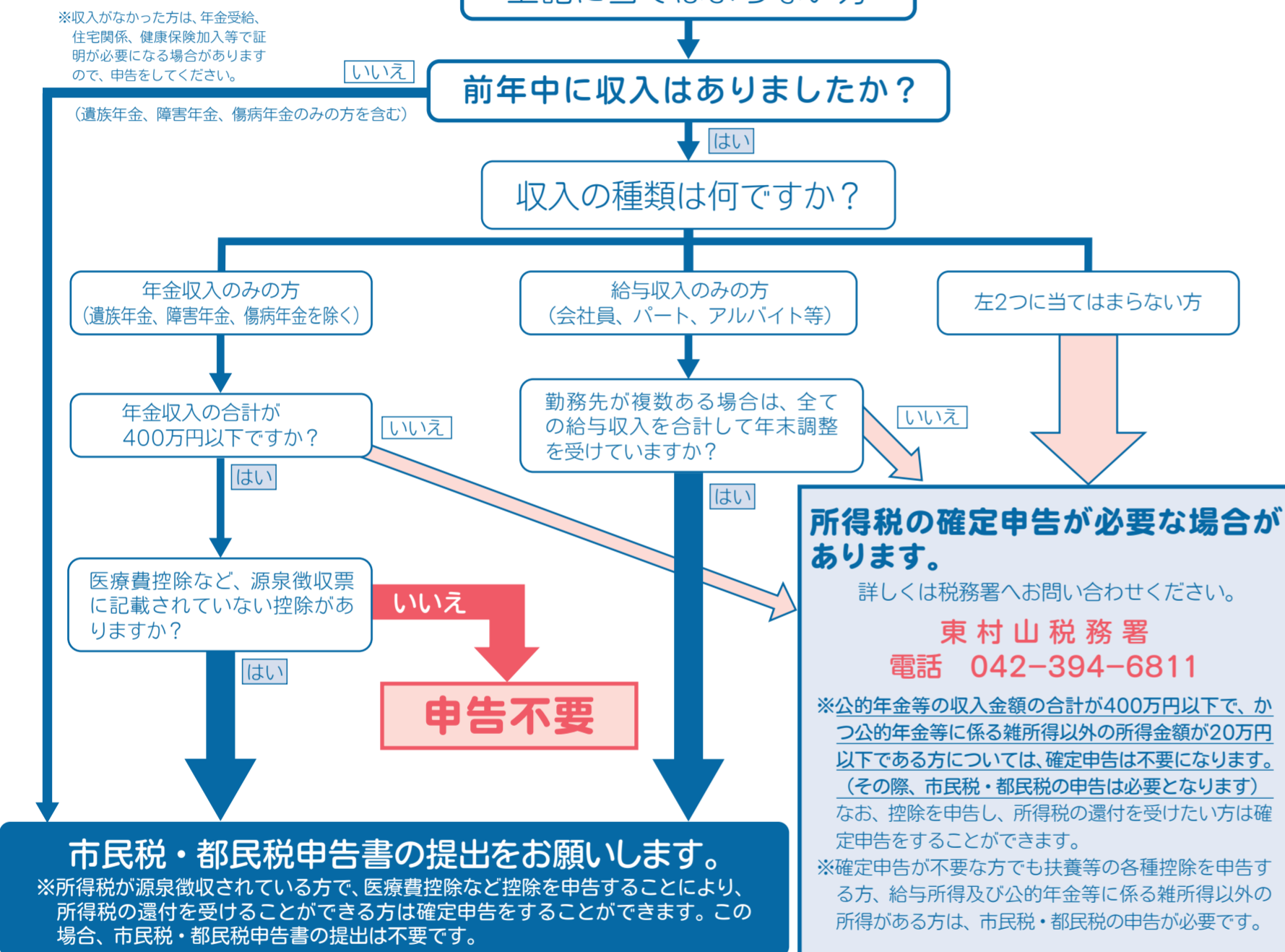
次の方は提出の必要はありません

- 税務署に令和5年分の所得税の確定申告書を提出する（した）方
- 給与収入のみの方で、勤務先又は専従者給与の支払者から小平市役所にすべての控除が記載されている給与支払報告書が提出されている方
- 同一世帯の親族の税法上の扶養となっている方（あなたを扶養している方の確定申告書、給与又は公的年金等の源泉徴収票、市民税・都民税申告書において、同一生計配偶者※、扶養親族となっている方）
- 公的年金等の収入（400万円以下）のみの方で、公的年金等の源泉徴収票にすべての控除が記載されている方 ※同一生計配偶者については3ページをご参照ください。

上記に当てはまらない方

前年中に収入はありましたか？

収入の種類は何ですか？



申告書の書き方

住所、氏名などの記入欄

《必ず記入してください》

あなたの令和6年1月1日現在の住所、氏名（フリガナ）、個人番号（マイナンバー）、電話番号、生年月日について記入してください。

記載例

令和6年度市民税・都民税申告書
（令和5年1月1日から令和5年12月31日までの内容です。）

小平市長殿

令和6年1月1日の住所 小平市 小川町2丁目1333番地

フリガナ コダイラ タロウ

氏名 小平 太郎

個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 1

連絡先電話 042-341-1211

生年月日 28年12月28日

収入(所得)金額	前年中に収入がなかった場合は、右の口を記入の上、裏面①に記入してください。→前年収入なし	収入金額(円)	必要経費(円)	専従者控除(円)	所得金額(円)
事業等	<input type="checkbox"/>				
農業	<input type="checkbox"/>				
不動産	<input type="checkbox"/>				
利子	<input type="checkbox"/>				
配当	<input type="checkbox"/>				
給与	<input checked="" type="checkbox"/>	給与収入 1,550,000			1,850,000
公的年金等	<input checked="" type="checkbox"/>	公的年金収入 300,000			1,320,000
雑収入	<input type="checkbox"/>	雑収入 1,000,000			320,000
その他	<input type="checkbox"/>	個人年金 30,000		10,000	20,000
総合算(長期)		収入金額(円)	必要経費(円)	特別控除(円)	所得金額(円)
一時					

所得から差し引かれる金額 ※控除には、領収書、証明書又は明細書が必要です。社会保険料控除のうち国民年金は証明書が必要です。

※医療費控除 (医療費控除の明細書添付) 250,000円 38,000円

※生命保険料控除 30,000円 120,000円

※地震保険料控除 10,000円

※社会保険料控除 24,000円 150,000円

※小規模企業共済等掛金控除

あなた本人が当てはまるものに○をつけてください。

障害者控除 障害者手帳(身体) 障害者手帳(精神) ひとり親 寡婦 勤労学生

配偶者 扶養親族

あなた本人が当てはまるものの記入欄

障害者控除

各種障害者手帳等をお持ちの方は該当している障害の等級を記入してください。

ひとり親・寡婦控除

ひとり親・寡婦にあてはまる方はこの欄に記入してください。ひとり親・寡婦の条件は4ページに記載してあります。

勤労学生控除

4ページに記載されている勤労学生の基準を満たしている場合に学校名を記入してください。(郵送の場合は学生証の写しを同封してください。)

配偶者・扶養親族についての記入欄

- あなたが前年の12月31日時点で生計を一にしている親族で合計所得金額が48万円以下の方の場合に該当します。
- 扶養親族の方の氏名、生年月日、個人番号(マイナンバー)、続柄、障害等の情報、また別居の場合は住所も記入してください。
- ※扶養親族の方の個人番号確認書類は提出不要です。
- 16歳未満の扶養親族や配偶者特別控除(合計所得金額が48万円超133万円以下の配偶者)に該当される方についても必ず記入してください。

所得から差し引かれる金額の記入欄

※以下の控除を受ける際には領収書、証明書又は明細書が必要です。

雑損控除

災害、盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合に記入する欄です。

医療費控除

あなたやあなたと生計を一にする親族のために、あなたが前年中に支払った医療費がある場合には従来の医療費控除の口を記入の上、金額を記入してください。保険等から補てんを受けた場合はその金額も記入してください。医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を適用する場合はセルフメディケーション税制の口を記入の上、金額を記入してください。保険等から補てんを受けた場合はその金額も記入してください。

社会保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする親族の負担すべき国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、介護保険、雇用保険などの社会保険料をあなたが前年中に支払った場合に記入する欄です。源泉徴収票に記載されている金額は⑩その他にその金額を記入してください。

小規模企業共済等掛金控除

あなたが前年中に支払った該当金額がある場合に記入してください。

生命保険料控除

あなたや親族を受取人とする生命保険契約のうち、あなたが前年中に支払った保険料を記入してください。保険会社等で発行される控除証明書に記載された新旧契約の区分や種類を確認の上記入してください。

地震保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする親族が所有する家屋、生活用不動産を目的とする地震保険料若しくは、長期損害保険料のうち、あなたが前年中に支払った保険料を記入して下さい。

以下の方は申告書裏面の記入も必要です。

- 前年中に収入がなかった方
- 令和6年1月1日現在小平市以外の市区町村に居住し、同所で令和6年度の個人住民税が課税予定若しくは日本に居住していない方
- 給与収入があるが源泉徴収票の提出ができない方
- 事業所得、不動産所得、利子・配当所得、分離課税所得がある方
- 寄附金税額控除がある方
- 所得金額調整控除を適用する方
- 代理申告の方

所得や控除の詳しい説明や控除額に関しては裏面に記載してあります。

申告書の提出期限	提出先	申告に必要なもの
令和6年3月15日 ※窓口は混雑しますので、可能な限り返信用封筒での提出をお願いします。 ※お手元に届き次第、ご提出いただけます。	<p>郵送する場合 〒187-8701 小平市小川町2丁目1,333番地 小平市役所 税務課市民税担当</p> <p>持参する場合 小平市役所 2階 税務課 ※出張所、動く市役所は提出のみで、申告についての相談はできません。</p> <p>問合せ先 小平市役所 税務課市民税担当 電話 042-346-9522・9523 FAX 042-342-3313 (https://www.city.kodaira.tokyo.jp)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民税・都民税申告書 個人番号(マイナンバー)確認書類(個人番号(マイナンバー)カード、個人番号(マイナンバー)の記載がある住民票の写しなど) 本人確認書類(運転免許証、健康保険証、年金手帳などから1点) ※市から送付した、フリガナ、住所、生年月日が印字された申告書を利用する場合、若しくは個人番号(マイナンバー)カードをご提示いただく場合は本人確認書類は不要です。 前年中の収入状況が分かるもの(源泉徴収票や支払明細書等) 控除を受けるための必要書類(医療費控除の明細書、国民年金・生命保険料・地震保険料等の控除証明書、学生証) ※郵送の場合、各種添付書類の写しを同封してください。

